

無償化対象施設になるための確認申請時に満たすべき基準

全施設・サービス共通の基準

以下の5項目全てを満たす必要があります。

項目	具体的な状態
サービス提供の記録	提供日・時間帯・内容などを記した日誌等を整備している
料金等の書面交付・同意	利用料(無償化対象経費)・特定費用(対象外経費)と、その使いみち・理由を定めた書面(料金表など)を保護者に交付し、同意を得ている
領収証・提供証明書の交付	の料金の領収証、 のサービスの提供証明書を交付している 市指定様式を使用してください
個人情報保護措置	子ども・保護者の個人情報の漏えい防止措置を取っている 例えば「個人情報取り扱い規程」の整備、職員から「誓約書」を取得するなど
職員・設備・会計の記録	職員名簿、賃金台帳、設備点検表、出納簿等を整備している

預かり保育事業の基準

預かり保育事業は、無償化に合わせて基準が新設されました。

上記に加えて、以下の基準も満たす必要があります。

項目	具体的な状態
職員配置	おおむね3歳児20:1、4・5歳児30:1以上(最低2名以上) 原則として従事時間帯の兼務不可
職員資格	の1/3以上が「保育士」か「幼稚園教諭」の有資格者
設備	(食事の提供時に調理が必要な場合)調理設備がある 提供しない場合、調理不要な場合は不要